

山梨県公報

第六百六十六号

令和八年

六月二十五日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更（二件）
- 道路の供用開始
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（二件）
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（二件）
- 指定納付受託者の指定

公告

- 県営土地改良事業の工事の完了
- 公共測量の実施

人事委員会

- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

その他

- 一般競争入札について（二件）

告示

山梨県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年七月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葎崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
中央市布施字小井川二二〇番二地先から 中央市布施字小井川一八五七番一地先まで	四二・四〇 六五・八	四二・四〇 六六・三		九〇・七

山梨県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年七月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区間	旧		新	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	大月市賑岡町畑倉字スダマー一八七八番一 地先から 大月市七保町林字小俣九七五番地先まで	四・五〇	四・五〇	四・五〇	敷地の幅員 (メートル)	二二・一三・六
	五〇・〇	五〇・〇	五〇・〇		二二・一三・六	一一・二四・二
	一一・三〇	一一・三〇	一一・三〇		一一・二四・二	四・五・二

山梨県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和八年七月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井河原八 田線	甲府市白井町字元河原一九 五二番一地从先から 笛吹市石和町井戸字豊岡六 四五番一地从先まで	二四七・〇	令和八年七 月六日

山梨県告示第二百八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	土地の区域	番号	座標	当月
		一点	北緯三五度三六分五二秒七三三二 東経一三九度〇四分五五秒二七〇八	一点
		二点	北緯三五度三六分五二秒〇六二三 東経一三九度〇四分五五秒〇三四二	二点
		三点	北緯三五度三六分五一秒二九一一 東経一三九度〇四分五五秒一二六四	三点
		四点	北緯三五度三六分五一秒三四一二 東経一三九度〇四分五六秒七〇〇六	四点
		五点	北緯三五度三六分五〇秒四四六八 東経一三九度〇四分五七秒六四九二	五点
		六点	北緯三五度三六分五〇秒四五〇二 東経一三九度〇五分〇〇秒一二八八	六点
		七点	北緯三五度三六分五一秒一九五二 東経一三九度〇五分〇〇秒四三四三	七点
		八点	北緯三五度三六分五〇秒六八八三 東経一三九度〇五分〇二秒一九一五	八点
		九点	北緯三五度三六分五一秒一八〇五 東経一三九度〇五分〇二秒七四八五	九点
		十点	北緯三五度三六分五二秒四八四三 東経一三九度〇五分〇三秒〇九五三	十点
		十一点	北緯三五度三六分五二秒一四九一 東経一三九度〇五分〇三秒九三二三	十一点
		十二点	北緯三五度三六分五一秒〇八一五	十二点

山梨県告示第二百九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。（昭和五十六年六月二十四日指定の砂防指定地の区域を除く。）その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	番号	座標

四十六点	四十七点	四十八点	四十九点	五十点	五十一 点	五十二 点	五十三 点	五十四 点	五十五 点	五十六 点	五十七 点	
北緯三五度三四分〇六秒七〇三九 東經一三九度〇五分二五秒二二八七	北緯三五度三四分〇六秒六五〇一 東經一三九度〇五分二五秒三一二四	北緯三五度三四分〇六秒五六四〇 東經一三九度〇五分二五秒四七八三	北緯三五度三四分〇六秒五三九九 東經一三九度〇五分二五秒五〇五四	北緯三五度三四分〇六秒四四〇五 東經一三九度〇五分二五秒五六五六	北緯三五度三四分〇六秒四一五八 東經一三九度〇五分二五秒五八六七	北緯三五度三四分〇六秒二五四〇 東經一三九度〇五分二五秒七二四八	北緯三五度三四分〇六秒二二四二 東經一三九度〇五分二五秒七三四六	北緯三五度三四分〇六秒一六三七 東經一三九度〇五分二五秒六九一〇	北緯三五度三四分〇五秒九六五四 東經一三九度〇五分二五秒七二九五	北緯三五度三四分〇五秒六八六三 東經一三九度〇五分二五秒七七八三	北緯三五度三四分〇五秒三四四七 東經一三九度〇五分二五秒七七八七	

山梨県告示第二百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会 山梨県甲府市下小河原町二百三十七番地の五
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 宅地建物取引士証の交付申請手数料、宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料及び宅地建物取引士証再交付手数料
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金の納付、口座振込、コンビニ収納及びクレジットカード決済

山梨県告示第二百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部 山梨県甲府市德行三丁目十三番二十五号岩下ビル二階
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 宅地建物取引士証の交付申請手数料、宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料及び宅地建物取引士証再交付手数料
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金の納付及び口座振込

山梨県告示第二百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 G M O ペイメントゲートウェイ株式会社
社 東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 クレジットカード決済を利用して納付する宅地建物取引士証の交付申請手数料、宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料及び宅地建物取引士証再交付手数料
- 三 指定納付受託者を指定した日 令和八年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - 1 V I S A
 - 2 M a s t e r C a r d
 - 3 J C B
 - 4 A M E R I C A N E X P R E S S
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

公 告

◎ 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業（富士川西部地区土地改良施設耐震対策事業）の工事は、令和八年六月八日をもって完了した。

令和八年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年六月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（一級基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県南都留郡忍野村忍草
- 三 測量の期間 令和八年六月十日から令和八年七月三十一日まで

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十六号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年六月二十五日

山梨県人事委員会

委員長 水上 浩一

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項の表第四号中「二千七百円」を「三千九百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

その他

◎ 山梨県道路公社公告第二号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和八年六月二十五日

富士山有料道路管理事務所長 名 取 孝 記

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名 一般県道 富士河口湖富士線 富士山有料道路舗装工事の一

2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山四合目地内の一

3 工事概要 舗装工（切削オーバーレイ） L≧250m A≧2030㎡

区画線工 L≧960m

4 工期 令和八年八月四日から令和八年十一月二日まで

5 予定価格 千五百七十万八千円（税込み）

二 公告日 令和八年六月二十五日

三 入札参加資格申請の受付期間 令和八年七月二日（木）から七月八日（水）までの山梨県の休日を含める（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

四 その他 詳細は、令和八年六月二十五日（火）より、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページ (https://tollgate.securesite.jp/wp/nyusatsu_cate/subaruLine/) において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

◎ 山梨県道路公社公告第三号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和八年六月二十五日

富士山有料道路管理事務所長 名 取 孝 記

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名 一般県道 富士河口湖富士線 富士山有料道路舗装工事の二

2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山四合目地内の二

3 工事概要 舗装工（切削オーバーレイ） L 〓 3 5 0 m A 〓 2 9 1 0 m²

区画線工 L 〓 1 0 5 0 m

4 工期 令和八年八月四日から令和八年十一月二日まで

5 予定価格 二千百四十二万八千円（税込み）

二 公告日 令和八年六月二十五日

三 入札参加資格申請の受付期間 令和八年七月二日（木）から七月八日（水）までの山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

四 その他 詳細は、令和八年六月二十五日（火）より、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページ (https://tollgate.securesite.jp/wp/nyusatsu_cate/subaruLine/) において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。